いて同じ。）が行われたものとみなして同項の規定を適用する場合に同項に規定する資産調整勘定の金額として計算される金額（その取得の時において当該他の通算法人が次に掲げる資産又は負債を有する場合には、次に定める金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、その満たない部分の金額）を同項に規定する資産の取得価額の合計額（当該満たない場合には、同項に規定する負債の額の合計額）に加算するものとした場合の当該計算される金額）に当該総数又は総額のうちに当該数又は金額の占める割合を乗じて計算した金額（その取得の時から通算完全支配関係発生日の前日までの間に当該他の通算法人を同項に規定する被合併法人等とする同項に規定する非適格合併等が行われた場合には、零）をいう。

イ　法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第二項若しくは第三項に規定する負債調整勘定の金額に係る資産又は負債　当該資産調整勘定の金額から当該負債調整勘定の金額を減算した金額

ロ　営業権（第百二十三条の十第三項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権を除く。）　当該営業権の帳簿価額

四　負債調整勘定対応金額　前項の他の通算法人の対象株式の取得の時において、当該他の通算法人を被合併法人とし、その取得をした法人を合併法人とし、その取得に係る対象株式の取得価額を当該対象株式の数又は金額で除し、これに当該他の通算法人のその取得の時における発行済株式等の総数又は総額を乗じて計算した金額に相当する金額を法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等対価額とする非適格合併が行われたものとみなして同条第三項の規定を適用する場合に同項に規定する負債調整勘定の金額として計算される金額（その取得の時において当該他の通算法人が前号イ又はロに掲げる資産又は負債を有する場合には、同号イ及びロに定める金額の合計額（当該合計額が零に満たない場合には、その満たない部分の金額）を同条第一項に規定する資産の取得価額の合計額（当該満たない場合には、同項に規定する負債の額の合計額）に加算するものとした場合の当該計算される金額）に当該総数又は総額のうちに当該数又は金額の占める割合を乗じて計算した金額（その取得の時から通算完全支配関係発生日の前日までの間に当該他の通算法人を同条第一項に規定する被合併法人等とする同項に規定する非適格合併等が行われた場合には、零）をいう。

五　通算内適格合併　前項の通算終了事由が生じた時前に行われた適格合併のうち、その適格合併の直前の時において同項の他の通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人を被合併法人及び合併法人とするもの並びに当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人のみを被合併法人とする合併で法人を設立するものをいう。

六　被合併法人調整勘定対応金額　通算内適格合併に係る被合併法人の株式につき前項の規定の適用を受けた場合におけるその適用に係る同項第二号に掲げる金額に相当する金額をいう。

8　税務署長は、第六項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定を適用することができる。

第百十九条の四第一項中「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十九項」に、「同条第十七項」を「同条第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「第十九項」を「第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に改め、同条第三項中「前条第九項第三号」を「前条第十二項第三号」に改める。

第百十九条の九第一項中「第二十三条第一項第四号」を「第二十三条第一項第四号イ」に、「当該払戻し等が法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する出資等減少分配に係る第二十三条第一項第五号に規定する割合」を「次の各号に掲げる場合には、当該払戻し等に係る当該各号に定める割合。次項において「払戻等割合」という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻しである場合　当該所有株式に係る第二十三条第一項第四号ロに規定する種類払戻割合

二　当該払戻し等が法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する出資等減少分配である場合　第二十三条第一項第五号に規定する割合

第百十九条の九第二項中「同項に規定する割合」を「払戻等割合」に改める。

第百二十二条の十二第三項中「まで、」を「まで若しくは」に改め、「若しくは第六十六条の二」を削る。

第百二十三条の八第六項第四号中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改める。

第百三十一条の七第一項中「第十九条第七項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十九条第七項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）

二　租税特別措置法第六十一条の四第三項第四号（交際費等の損金不算入）

第百三十一条の七第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　租税特別措置法第六十一条の四第三項第三号

七　租税特別措置法第六十六条の十三第十三項又は第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第百三十一条の七第二項に次の一号を加える。

九　租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第百三十一条の八第一項第二号中「の最も早いもの」を「が最も早いもの（当該通算法人が五年前の日後に設立された法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いもの。以下この号において「通算親法人等」という。」に、「通算法人に係る通算親法人の」を「通算親法人等の」に改め、「（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の設立の日のうち最も早い日）」を削り、同号イ中「間に支配関係」の下に「（通算完全支配関係を除く。）」を加え、「以下この号に」を「イに」に改め、同号ロ中「当該通算法人に係る通算親法人と」を「他の通算法人と」に、「がある」を「（通算完全支配関係を除く。）がある」に、「通算法人に係る通算親法人が」を「他の通算法人が」に改め、同条第三項中「同号ロ」を「、同号ロ」に、「当該通算法人が」を「第百三十一条の八第一項第二号ロの他の通算法人が」に改める。

第百三十一条の十五第一項第一号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　法第四十六条第一項（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第百三十一条の十五第一項第五号中「へまで」を「トまで」に改める。

第百三十一条の十六第一項第一号及び第三号中「へまで」を「ハまで又はホからトまで」に改める。

第百三十一条の十七第三項第一号中「第三号」を「第四号」に、「へまで」を「トまで」に改め、同項第二号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「（資産を当該単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。）」を削り、「へまで」を「トまで」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　資産（営業権を除く。）の帳簿価額（資産を前項に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。次号において同じ。）が千万円に満たない場合の当該資産